

富山県森林法施行規則第2章第1節に規定する許可の基準に係る審査基準第19条に定める規則第4条から第9条までに規定する許可の審査に必要な事項  
(趣旨)

第1条 富山県森林法施行規則(平成12年3月31日富山県規則第13号。以下、「規則」という。)第2章第1節に規定する許可の基準に係る審査基準(以下、「審査基準」という。)第19条に定める規則第4条から第9条までに規定する許可の審査に必要な事項を次のとおり定める。

(設計雨量強度)

第2条 開発行為にかかる施設の計画における設計雨量強度は、気象庁富山観測所及び伏木観測所における観測資料に基づく特性係数法による最新の降雨強度式により算定してあること。各観測所の降雨強度式は次の農林振興センターに適用する。

(1) 富山観測所は、新川、富山、砺波農林振興センター管内の市町村とする。

(2) 伏木観測所は、高岡農林振興センター管内の市町村とする。

(排水施設)

第3条 排水施設は、その断面積に20パーセントの余裕を有するものとし、そのほかの断面は審査基準第6条を準用して決定したものであること。

(洪水調節容量)

第4条 洪水調節容量の算定は、簡便法によるものであること。ただし、比流量が $5\text{ m}^3/\text{sec}/1\text{ Km}^2$  以上の場合は、厳密計算法により算定し、簡便法の算定結果と比較して容量の大きい方を採用したものであること。

2 厳密計算法による降雨波形は後方集中型とし降雨継続時間は24時間であること。

(安全に流下させることができない地点の選定)

第5条 洪水調節容量を算定するピーク流量を安全に流下させることができない地点(以下、狭窄部という。)は、単断面とし、粗度係数の異なる複断面を選定していないこと。

2 狭窄部の通水断面積には0.8を乗じた断面積において洪水調節容量を算定していること。

(開発に伴う土砂流出の防止)

第6条 開発中1年間の流出土砂量が1ha当たり300 $\text{m}^3$ であること。

2 えん堤等の浚渫は貯砂量にかかわらず1年間に3回以上とし容量を管理するものであること。

(土砂等の流出の防止を目的としたえん堤等に関する基準)

第7条 開発の目的、態様にかかわらず事業区域内にえん堤等を設けることとし次の構造等であること。

注意：この審査基準の運用細則は、県が審査する基準であり、林地開発をする場合の数量根拠となるものではありません。

- (1) 洪水調節池を兼ねるえん堤等を設置する場合は、洪水調節容量に加えて、掃流現象等によって沈殿物が再攪乱するおそれのない1 m以上の水深を加えた構造であること。
- (2) 洪水調節池を兼ねるえん堤等に審査基準第7条に規定する余水吐を設置するときは、余水吐における最高水位に0.6m以上の余裕高を有するものであること。

(水害防止を目的としたえん堤等に関する基準)

第8条 開発の目的、態様にかかわらず事業区域内にえん堤等を設けることとし次の構造等であること。

- (1) えん堤等には、洪水調節容量に加えて、掃流現象等が起こることによって沈殿物が再攪乱するおそれのない1 m以上の水深を加えた構造であること。
- (2) えん堤等に審査基準第7条に規定する余水吐を設置するときは、余水吐における最高水位に0.6m以上の余裕高を有するものであること。
- (3) 沈砂池を兼ねるえん堤等を設置する場合は、洪水調節容量に加えて、掃流現象等が起こることによって沈殿物が再攪乱するおそれのない1 m以上の水深を加えた構造であること。
- (4) 沈砂池を兼ねるえん堤等に審査基準第7条に規定する余水吐を設置するときは、余水吐における最高水位に0.6m以上の余裕高を有するものであること。

(えん堤等からの排水の基準)

第9条 狭窄部へ排水するえん堤等の放流孔の流出係数が0.6であること。

附 則

(施行期日)

この許可の審査に必要な事項は、平成29年10月2日から施行する。

(経過措置)

この許可の審査に必要な事項の施行の際現に受けている森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に規定する許可を規則第16条の規定に基づき申請しようとするものは、なお従前の例による。

注意：この審査基準の運用細則は、県が審査する基準であり、林地開発をする場合の数量根拠となるものではありません。